

奈良県事務処理の特例に関する条例及び奈良県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年五月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五号

奈良県事務処理の特例に関する条例及び奈良県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(奈良県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 奈良県事務処理の特例に関する条例(平成十二年三月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二十五の項事務の欄10中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同欄14中「第二十二条の六第三項」を「第二十二条の六」に改め、同欄15中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同欄17中「第二十三条第三項(法第二十四条の四)」を「第二十三条第四項(法第二十四条の四第一項)」に改め、同欄18中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同欄19中「第二十四条の二」を「第二十四条の二の二」に改め、同欄22中「第二十五条第一項」を「第二十五条第二項」に改め、同欄23中「第二十五条第二項」を「第二十五条第三項」に改め、同欄24中「第二十五条第三項」を「第二十五条第四項」に改め、同欄42中「第十三条第十号」を「第十三条第十一号」に改め、同欄53中「第二十条第三号本文」を「第二十条第三号」に改める。

(奈良県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第二条 奈良県動物の愛護及び管理に関する条例(平成十六年十二月奈良県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「第二十七条第一項第一号」を「第二十七条第一項第二号」に改める。

附 則

この条例は、令和二年六月一日から施行する。